

定 款 記 載 項 目 の 概 要

資料 5

：地方独立行政法人法関係
：「宮城大学の法人化基本方針」関係

記載項目	地方独立行政法人法の規定，宮城大学の法人化基本方針等		
1 目的	法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する定款事項		
2 名称	法第 8 条第 1 項第 2 号に規定する定款事項 県が設立する公立大学法人の名称は， 「公立大学法人宮城大学（仮称）」とする。 (基本方針，第 2，1(2))	<p style="margin: 0;"><地方独立行政法人法></p> <p style="margin: 0;">第 8 条 地方独立行政法人の定款には，次に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p style="margin: 0;">一 目的 二 名称 三 設立団体 四 事務所の所在地</p> <p style="margin: 0;">五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別</p> <p style="margin: 0;">六 役員の定数，任期その他役員に関する事項</p> <p style="margin: 0;">七 業務の範囲及びその執行に関する事項</p> <p style="margin: 0;">八 公共的な施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。…）の設置及び管理を行う場合にあっては，当該公共的な施設の名称及び所在地</p> <p style="margin: 0;">九 資本金，出資及び資産に関する事項</p> <p style="margin: 0;">十 公告の方法</p> <p style="margin: 0;">十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項</p>	
3 大学の設置	法第 8 条第 1 項第 8 号に規定する定款事項		
4 設立団体	法第 8 条第 1 項第 3 号に規定する定款事項 公立大学法人の設立団体は，宮城県とする。 (基本方針第 2，1(1))		
5 事務所の所在地	法第 8 条第 1 項第 4 号に規定する定款事項		
6 法人の種別	法第 8 条第 1 項第 5 号に規定する定款事項 法第 2 条第 2 項により，大学の設置及び管理を業務とする場合は，特定地方独立行政法人（役職員に地方公務員の身分を付与。）となり得ない。		
7 公告の方法	法第 8 条第 1 項第 10 号に規定する定款事項		
8 役員等	法第 8 条第 1 項第 6 号に規定する定款事項		
(1) 役員 ・定数 ・任期 ・職務及び権限 ・任命 等	<p>法第 12 条により，役員として理事長 1 人，副理事長，理事及び監事を置くが，定款で副理事長を置かないことができることとされている。</p> <p>法第 13 条第 2 項・第 3 項により，役員の職務及び権限は，定款で定めることとされている。</p> <p>役員として，理事長，副理事長，理事及び監事を置く。</p> <p>役員の数，担当する職務及び権限，任期，学外者の参画等について，検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">(基本方針第 2，1(3) ・)</p>		

記載項目	地方独立行政法人法の規定，宮城大学の法人化基本方針等
(2) 役員会 ・設置及び構成 ・招集 ・議事 ・議決事項 等	<p>法人の適正な執行体制を確立する観点から、「理事会（仮称）」を置く。 理事会（仮称）は，理事長，副理事長及び理事で構成することとし，監事は理事会（仮称）に出席して意見を述べるができる。 理事長が，重要事項を決定する場合には原則として理事会（仮称）の議を経ることとし，その審議事項については，検討を行う。 （基本方針第2，1（4）～）</p>
(3) 学長選考会議	<p>法第71条第1項により，公立大学法人の理事長は学長となるが，定款の定めるところにより，学長と理事長を別に任命することができる。とされている。 法第71条第3項により，学長を選考するための選考機関の設置について，定款で定めることとされている。 理事長は大学の学長となること（一体型）を基本に検討を行う。（基本方針第2，1（3）） 学長を選考する機関として，「学長選考会議（仮称）」を置く。 学長選考会議（仮称）は，経営審議会（仮称）及び教育研究審議会（仮称）から各々同数選出された者で構成することを基本とし，その人数や選考方法等については，検討を行う。 学長の任命（解任）は，学長選考会議（仮称）の選考（申出）に基づき行うこととし，具体的な選考等の方法については，検討を行う。 （基本方針第2，1（9）～）</p>
9 審議機関	
(1) 経営審議機関 ・設置及び構成 ・招集 ・議事 ・議決事項 等	<p>法第77条第1項により，定款で定めるところにより，経営に関する重要事項を審議する機関を置くものとされている。 法第77条第2項により，経営審議機関は，理事長，副理事長その他の者により構成するものとされている。 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として，「経営審議会（仮称）」を置く。 経営審議会（仮称）は，理事長，副理事長，理事長が指名する理事又は職員及び法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもので構成することとし，その委員の人数や任期等については，検討を行う。 経営審議会（仮称）の審議事項については，検討を行う。 （基本方針第2，1（5）～）</p>

記載項目	地方独立行政法人法の規定，宮城大学の法人化基本方針等
(2) 教育研究審議機関 ・設置及び構成 ・招集 ・議事 ・議決事項 等	<p>法第77条第3項により，定款で定めるところにより，教育研究に関する重要事項を審議する機関を置くものとされている。</p> <p>法第77条第4項により，教育研究審議機関は，学長，学部長その他の者により構成するものとされている。大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として，「教育研究審議会（仮称）」を置く。教育研究審議会（仮称）は，学長，副理事長，学長が指名する理事，学部・研究科等の教育研究上の重要な組織の長及び学長が指名する職員等で構成することとし，その委員の人数や任期等については，検討を行う。教育研究審議会（仮称）の審議事項については，検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">（基本方針第2，1（6）～）</p>
10 業務の範囲及びその執行 ・業務の範囲 ・業務方法書	<p>法第8条第1項第7号に規定する定款事項</p> <p>法人の業務は，大学の設置・管理を行うこと及びこれに附帯する業務のみを行うものであるが，業務の執行に関する必要な事項については，定款及び業務方法書等への記載方法も含め，検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">（基本方針第2，1（12））</p>
11 資本金，出資及び資産	<p>法第8条第1項第9号に規定する定款事項</p> <p>県は，法人の設立団体として，法人が業務を確実に実施するために必要となる基礎的財産を出資する。当該財産は，現に大学の用に供している土地及び建物を基本とするが，その範囲については，検討を行う。なお，法人成立の日の前日までに県が大学の施設整備等の財源に充てた県債について，法人成立の日までに償還されない分については，法人には承継せず，県が引き続き償還義務を負う。</p> <p style="text-align: right;">（基本方針第2，3（2）・）</p> <p>⇒ 財務・予算専門部会において検討</p>
12 解散に伴う残余財産の帰属	<p>法第8条第1項第11号に規定する定款事項</p> <p>⇒ 財務・予算専門部会において検討</p>
13 その他 ・学長となる理事長の任命の特例 ・学長の任期の特例 等	<p>法第72条第1項により，公立大学法人成立後最初の学長となる理事長の任命については，法人の申出によらず，定款で定めるところにより，設立団体の長が任命することとされている。</p> <p>法人成立後の最初の学長については，定款で定めるところにより任命する。（基本方針第2，1（9））</p> <p>法第74条第2項により，大学設置後最初の学長の任期については，法人の定める規程によらず，6年を超えない範囲内で定款で定めるところとされている。</p>